

【09】 私的独占・不公正な取引方法①

2017-05-09 私的独占・不公正な取引方法① 条文と実質

- 2つの違反類型を分けず総合する。次回以降の実質的分類のほうが重要。
- 私的独占・不公正な取引方法の全体像
 - なぜ重なっているか
 - 法律2・当局2 → 法律1・当局1
 - 私的独占の違反要件とエンフォースメント
 - 2条5項
 - 7条（排除措置命令）、7条の2第2項・第4項（課徴金納付命令）
 - 民事裁判での援用（不公正な取引方法が使われることが多い）
 - 不公正な取引方法の違反要件とエンフォースメント
 - 2条9項
 - 20条（排除措置命令）、20条の6（優越的地位濫用の課徴金納付命令）
 - 民事裁判での援用、24条
 - 24条が不公正な取引方法のみとなっているのは、独禁法を知らない人の意見が通ったもの。論理的に説明することは不可能。
- 課徴金
 - 厳罰主義が流行した時代の産物
 - 私的独占（平成17年改正（2項）と平成21年改正（4項））
 - 優越的地位濫用（平成21年改正）
 - 事例少ない
 - 私的独占ゼロ
 - 優越的地位濫用5件
 - 平成25年改正（審判制度廃止）後ゼロ
 - 法定された窮屈な要件との関係？
 - 確約制度（平成28年改正）
 - H29課徴金報告書
 - 私的独占や優越的地位濫用の課徴金は「確約制度の導入後の運用状況を踏まえ、見直しの必要性を検討」
 - 累積違反課徴金
 - 4類型（2条9項1号～4号）
 - 可能性低く、20条の2～20条の5を見る必要はない
 - 2条9項1号～5号で公取委の指定に委ねず完結的に書ききっている原因がこれであると知っていれば十分
- 私的独占・不公正な取引方法のどちらを中心に考えるか
 - コンテキスト次第

- 私的独占の条文
 - 「支配型私的独占」と「排除型私的独占」
- 不公正な取引方法の条文
 - ここでは全体構造を把握するにとどめ、個々の条文は次回以降の各論で
- 不公正な取引方法の条文の構造
 - 平成21年改正前後の変化
 - 課徴金5類型（）は公取委の指定に委ねず法律で完結的に書ききる
 - 現在の条文を、平成21年改正前の順番に戻せば、理解しやすい
 - 公取委による指定（公取委告示という形式）
 - 特殊指定は忘れてよい
 - 一般指定
 - 告示としての正式の題名は「不公正な取引方法」だが2条9項で定義される不公正な取引方法のごく一部に過ぎない。
 - 「公正競争阻害性」「正当な理由がないのに」「不当に」
 - 平成21年改正前は、2条9項の公正競争阻害性のもとで、一般指定において「大ざっぱ」な書き分け
 - 「正当な理由がないのに」
 - 行為要件だけで公正競争阻害性を満たす確率が高い項
 - 「不当に」
 - 行為要件だけでは公正競争阻害性を満たす確率が低い項
 - 平成21年改正のうち不公正な取引方法の部分は突貫工事で、当時の一般指定の条文をそのまま法律案に昇格
 - → 2条9項1号～5号は形式的には公正競争阻害性を被っていない
 - → 被っていると解釈（公取委も）
 - 5号は別論があり得る（後述）
 - 立証責任等とは関係ない
 - 「正当な理由がないのに」や「不当に」は公正競争阻害性と同義、と説明されることが多いが、号・項によっては、公正競争阻害性の要素の一部が他の文言にアウトソースされている
 - 公正競争阻害性の具体的解釈
 - 「自由競争侵害」＝反競争性
 - 競争停止
 - 「価格維持効果」＝競争変数左右のおそれ
 - 他者排除的
 - 取引拒絶系→「市場閉鎖効果」
 - 略奪廉売系
 - 「能率競争侵害」＝不正手段
 - 必要な範囲で他者排除行為で言及
 - 「自由競争基盤侵害」＝優越的地位濫用